

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	個人市民税・県民税課税・森林環境税台帳	
行政機関等の名称	大和郡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税・森林環境税の賦課事務のため	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 電話番号、7 課税地、8 収入金額、9 所得金額、10 控除額、11 配偶者、12 扶養親族、13 税額、14 納付方法、15 給与支払者、16 公的年金支払者、17 特別徴収義務者	
記録範囲	個人市民税・県民税・森林環境税の課税対象者	
記録情報の収集方法	本人、他の実施機関、他の官公庁、民間・私人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（心身の機能の障害）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大和郡山市税務課	
	（所在地）〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 7 月 1 9 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	法人市民税課税台帳	
行政機関等の名称	大和郡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	法人市民税に関する事務のため	
記録項目	1 管理番号、2 法人名、3 所在地、4 代表者、5 電話番号、6 法人番号、7 異動事由、8 異動日、9 届出日、10 事業年度、11 申告区分、12 申告日、13 延長申告期限、14 連結／通算、15 資本出資金額、16 準備金合算額、17 資本金等の額、18 従業員数、19 課税標準、20 控除額、21 法人税割額、22 均等割額、23 納付税額	
記録範囲	法人市民税が課税される法人	
記録情報の収集方法	本人、他の官公庁	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 大和郡山市税務課	
	(所在地) 〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 3 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税台帳	
行政機関等の名称	大和郡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課事務のため	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 個人番号、6 電話番号、7 主たる定置場、8 車種、9 標識番号、10 車名、11 車台番号、12 総排気量又は定格出力、13 初度検査年月、14 登録年月日、15 登録事由、16 廃車年月日、17 廃車事由、18 標識返還、19 税額、20 特例、21 重課税除外、22 軽課区分、23 課税保留、24 非課税減免、25 手帳の種類・番号・障害名・級、26 運転免許証の有効期限等	
記録範囲	軽自動車の所有者（使用者）	
記録情報の収集方法	本人、他の官公庁、他の実施機関、その他	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（心身の機能の障害）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大和郡山市税務課	
	（所在地）〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 3 月 3 1 日